

(別記4)

新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業

第1 事業概要

本事業においては、コンソーシアムの設立を目指す産地の育成を支援するものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、協議会とし、畜産局長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- 1 要綱第4第5項に掲げる畜産5品目のうち原則として1品目を対象に、事業に取り組むものであること。
- 2 協議会の構成員については以下のとおりとする。
 - (1) 畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者のうち、食肉処理施設等及びその他の少なくとも1者を必須の構成員とすること。
 - (2) 1つの食肉処理施設等は、1品目につき1つの協議会の構成員（協議会の設立が完了するまでの間においては、協議会を設立しようとする者。以下同じ。）となることができる。
 - (3) 構成員となる食肉処理施設等は、原則として1つの協議会につき1つとするが、同一都道府県内に主たる事務所等が所在する食肉処理施設等が複数存在する場合、1つの協議会につき複数の食肉処理施設等を構成員とすることができるものとする。
 - (4) 畜産農家等は、家畜や畜産物の出荷先である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々協議会を構成している場合、該当する協議会全ての構成員となることができる。
 - (5) 輸出事業者は、畜産物の仕入元である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々協議会を構成している場合、該当する協議会全ての構成員となることができる。
 - (6) なお、畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者の全てが構成員となっている協議会を優先的に採択するものとする。
- 3 協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 協議会の構成員である食肉処理施設等が、当該協議会が輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに、事業完了年度から3年度以内に、以下の条件を満たす予定であること。
 - ア 牛肉：香港、台湾、米国又は欧州連合向け

の輸出施設認定を受け、いずれかの国・地域への輸出を開始すること。

イ 豚肉：シンガポール又はタイ向けの輸出施設認定を受け、いずれかの国への輸出を開始すること。

ウ 鶏肉：以下のいずれかの要件を満たすこと。

①シンガポール又は欧州連合向けの輸出施設認定を受け、いずれかの国・地域への輸出を開始すること。

②香港又はベトナム向けの輸出施設認定を受け、両国へ正肉を年間合計 10 トン以上輸出すること。

エ 鶏卵：以下のいずれかの要件を満たすこと。

①シンガポール向け認定農場由来の鶏卵の処理を実施し、当該国向けの輸出を開始すること

②米国向けの輸出施設認定を受け、当該国への輸出を開始すること。

オ 牛乳乳製品：第 4 の 3 の（5）に記載する国のうち、一つ以上の国に対して輸出を開始すること。

（2）協議会の運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）を定めており、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

（3）協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（4）協議会規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

（5）構成員である法人等が、暴力団でないこと及び法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第 3 成果目標及び目標年度

要綱第 9 第 2 項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標

（1）牛肉・豚肉・鶏卵・牛乳乳製品

本事業の対象とした輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）に対して、輸出を開始することとする。

(2) 鶏肉

以下のいずれかとする。

- ①シンガポール及び欧州連合のうちいずれかの国・地域に対して輸出を開始すること
- ②香港及びベトナムのうち両国又はいずれかの国へ正肉を年間合計 10 トン以上輸出すること

2 目標年度

事業完了年度の3年度以内に設定するものとする。

第4 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 協議会の設立及び推進

協議会の設立及び推進のための会議の開催。

2 検討会及び研修会の開催

関係者の輸出への理解醸成や、輸出認定の取得及び輸出認定取得後の輸出拡大の方針策定等に向けた検討会、研修会の開催。

3 輸出先国のマーケット調査

輸出先国のマーケットに適した畜産物を輸出するための、協議会が輸出促進に取り組む製品の需要や輸出に係る課題等の調査。ただし、対象とすることができる輸出先国は、以下の各号に掲げるもののうち、事業実施主体である協議会の構成員である食肉処理施設等が輸出認定を取得することを予定している国・地域に限ることとし、4においても同様とする。

(1) 牛肉：香港、台湾、米国、欧州連合

(2) 豚肉：シンガポール、タイ

(3) 鶏肉：香港、ベトナム、シンガポール、欧州連合

(4) 鶏卵：シンガポール、米国

(5) 牛乳乳製品：香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア

4 協議会による商流構築活動の実施

輸出先国への本格的な輸出に先駆け、協議会が取り組む輸出事業者とのマッチングに向けた展示会への参加、試験的輸出を通じた輸出先国におけるバイヤーとのマッチング等、商流の基盤を構築する活動の実施。